# 町道千滝染野線(染野トンネル)

# 全面通行止めになります。

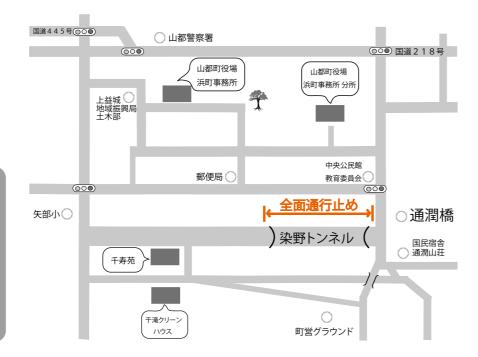
建設課では、町道千滝染野線染 野トンネル周辺を、通行しやすくす るため道路を拡げる工事を行いま す。この工事に伴い、次のような通 行規制が実施されます。大変ご迷 惑をおかけしますが、ご理解とご協 力をお願いします。

# 規制期間

3月1日~11月30日

# 規制内容 終日全面通行止め

※期間中は誘導員や看板に従って、 迂回してください。



# 高額な外来診療を 受ける皆さまへ

# 4月1日から

「限度額適用認定証」を提示すれば、 窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来医療を受 けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合 でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、4月1日 からは、「限度額適用認定証」を提示すれば、限度額を超える分 を窓口で支払う必要はなくなります。

受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方 70歳以上の非課税 世帯等の方	ご加入の健康保 険窓口で「限度 額適用認定証」 の交付を申請して ください。	「限度額適用認定証」を 窓口に提示してください。
70歳以上75歳未満で、非課税世帯ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に 提示してください ※山都町国保に加入の方 は被保険者証を窓口に 提示してください。
75歳以上で、非課税 世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険 者証」を窓口に提示してく ださい

限度額適用認定証を提示しないと従来 どおりの手続きとなりますのでご注意くだ

限度額適用認定証は、加入する医療保 険者に事前に申請し、交付を受ける必要 があります。申請方法、自己負担限度額 など詳しくはご相談ください。

山都町国民健康保険に加入されている 方が申請をされる場合は、下記の窓口で 被保険者証および印鑑を持参のうえ申請し てください。

#### 問い合わせ先

役場 健康福祉課 国保年金係 (72 - 1173)

清和総合支所 健康福祉課

(82 - 2111)蘇陽総合支所 健康福祉課

(83-1111)

# 国民年金からのお知らせ

期映に **カ** もわと除めに 年ら入厚 間さ算カラ 含ゆがさたはこ金月し生20 のれ入ラ期 まる必れ期、のが額て年歳 こなさ期 間 おって期や的齢給 5 降なるといれ間 れない、人されま、力期間と で期や的齢給5険ならす間国年基さ ,料ど60 が民金になる。 での公的年 が、年制金で、 での公的年 での年ののを すいすは、 わが 、25年年 。円る年 のと金国 実金の 老65度に加まる。 額資 です はるををかいころを納め

いすほも金ま③期②期ど①りすにり年。。かカなた海間平間の昭ま。加入日 詳いラど、外成加和す主入国月 しろ期か昭に 3 入61。なし民以 成3年 い間ら和住 はろと脱61ん 被扶養で おなさ退年で た意の始まれた。 配偶者だに厚生年 次間入がつ 学生だっ わ間ま受で間 3がで対な つ対き象昭 せがすけに たったな が象たと和 あでのな36 さまの間年

中出によりその有無が調査され これらのカラ期間は、ご本人 ご本人による申出が必要です す申 年くたわ能た老金だはれ性せ齢 る年く 役るのな基 方あい礎 1670 課6務7所 に年つ期資格 相事いと期 れ人す 利 5 話 7 談務るな間 し所とるを まの

# 山都町観光案内所 ギャラリー喫茶 ルポン72-1054

いまれているというのではないないというないというというない

# 3月ギャラリーのご案内

3月1日(木)~29日(木)

# 「森·山口二人展 鎌倉の春と伊予の屋根付橋」

鎌倉の春を大判写真で印象深く、屋根付橋は昔の人の ロマンを感じさせてくれます。ぜひ、ご覧ください。

いまれていることとのできないないからないないからいからい

障がいのある方が安心して自立した生活を送れ るように、国や熊本県、山都町では、各種福祉サー ビスを提供しています。ここでは、各種助成や手 当をご紹介します。条件などについては、相談員 か問い合わせ先にお気軽にお尋ねください。

### ●特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の 障がいのある児童を養育している父もしくは母、または 父母に代わってその児童を養育している人に対し手当が 支給されます。

【手当月額】 1級: 1人につき50, 550円

2級: 1人につき33, 670円

#### ●特別障害者手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、 日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以 上の重度障がい者に対し手当が支給されます。

【手当月額】26,340円

## ●障害児福祉手当

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常 生活に常に介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障 がい者に対し手当が支給されます。

【手当月額】14,330円

### ●重度心身障害者医療費助成

重度心身障がい者の経済的な負担を軽減するため、 医療費の一部負担金から自己負担額を差し引いた額を 支給します。

【自己負担額】・入院 2.040円/月

· 通院 1, O2O円/月

#### ●補装具の購入(修理)費の支給

盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、車いす、 電動車いす、歩行補助つえなど、身体障害者手帳を所 持する方を対象に給付(修理)します。

#### ●障がい者相談員支援

障がいのある人や、その家族からのさまざまな相談に 応じて、問題解決への助言や相談を行っています。お 気軽にご相談ください。

【身体障がいに関する相談先】

高松東二郎さん(北中島)(75-0250)

一利さん (井無田) (82-2188)

中村 眞弓さん (菅 尾) (83-0541)

【知的障がいに関する相談先】

梶原 俊治さん (鶴ヶ田) (82-2100)

#### 問い合せ先

# 役場 健康福祉課 福祉係

(72 - 1229)

清和総合支所 健康福祉課

(82 - 2111)

蘇陽総合支所 健康福祉課

(83 - 1111)